

高額療養費制度が平成 27 年 1 月から変わります

高額療養費の自己負担限度額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、関係法令の改正により 70 歳未満の所得区分が現行 3 区分から 5 区分に細分化され、区分表記も変更されます。

これに伴うシステム入替のため 12 月中旬以降の発行となりますが、平成 27 年 1 月からの限度額適用認定証が必要な方は、事前受付を致しますので新用紙 (№290) に必要事項を記入し当健保までお届けください。郵送希望の方は、必ず宛先をご記入願います。

なお、70 歳以上の方は平成 27 年 1 月からも変更はありません。

改正前

改正前(平成26年12月診療分迄)		
適用区分		月単位の上限度額
区分A	上位所得者 標準報酬月額53万円以上	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% <4月目～:83,400円>
区分B	一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <4月目～:44,400円>
区分C	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4月目～:24,600円>

改正後

改正後(平成27年1月診療分から)		
適用区分		月単位の上限度額
区分ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% <4月目～:140,100円>
区分イ	標準報酬月額53万～79万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <4月目～:93,000円>
区分ウ	標準報酬月額28万～50万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <4月目～:44,400円>
区分エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円 <4月目～:44,400円>
区分オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4月目～:24,600円>